

令和4年度  
**長期優良住宅化リフォーム推進事業**

**募 集 要 領**

**事前採択タイプ（安心R住宅）**

- 本募集要領は令和4年度長期優良住宅化リフォーム推進事業のうち、事前採択タイプ（安心R住宅）の応募方法を紹介しているものです。
- 事前採択タイプ（安心R住宅）とは、本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれかに適合し、かつ、「安心R住宅」の標章を付与して流通されるものを対象とするものです。
- 補助対象や、補助金交付申請手続きの詳細については、交付規程及び交付申請等マニュアルを必ず参照し、承知の上で提案応募してください。

令和4年4月

国土交通省 住宅局

# 令和3年度事業からの主な変更点

( 事前採択タイプ（安心R住宅）以外の内容も含む )

## ●事前採択タイプ（安心R住宅）に関する事項

事前採択タイプ(安心R住宅)に関する事項について、令和3年度からの変更は特にありません。

## ●事業全体に関する事項

### 1) 事業タイプの整理

事業タイプ 高度省エネルギー型の廃止

### 2) 補助限度額増額メニューの追加

「一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%となる工事」を追加

### 3) 全体設計承認について

事業が2カ年度にわたる場合、全体設計承認申請をすることで、対象工事を1年目から継続して実施が可能

(詳細については、交付申請等マニュアル参照)

## 通年申請タイプについて

- ・ 通年申請タイプ（評価基準型・認定長期優良住宅型）は、事前の公募・採択の手続きを経ず、交付申請を行えるタイプです。
- ・ 通年申請タイプの申請方法については、別途ホームページ  
([https://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](https://www.kenken.go.jp/chouki_r/)) で4月8日公表予定です。
- ・ 通年申請タイプにおいては、この募集要領を用いませんので、交付規程、交付申請等マニュアルをご確認ください。

## 用語について

本マニュアルにおける用語の定義は次のとおりとします。

交付規程：令和4年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程

交付申請等マニュアル：令和4年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアル

共同住宅等：共同住宅、長屋建て住宅及び併用住宅

増改築認定基準：長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の「増改築基準」

評価基準：令和4年度長期優良住宅化リフォーム推進事業住宅性能に係る評価基準

B E L S：建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証制度であるところの建築物省エネルギー表示制度

支援室：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

評価室：長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室

既存住宅状況調査技術者：既存住宅状況調査技術者講習登録規定（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定される者

安心R住宅：特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）第2条第1項に規定される特定既存住宅であって、同規程の定めるところにより、国土交通大臣が定める標章を使用して、広告されたもの

## 目次

1.	事業の趣旨	2
2.	事業内容	3
2—1.	対象事業	4
2—2.	対象事業者	8
2—3.	補助額	9
3.	事業の実施方法	15
3—1.	公募・審査	15
3—1—1.	公募	15
3—1—2.	審査	15
3—1—3.	採択	16
3—2.	補助金交付	16
4.	応募方法	18
4—1.	公募期間	18
4—2.	応募書類	18
4—3.	提出先、問合せ先、資料の配付場所	18
4—4.	応募書類の提出方法	19
5.	留意事項	22
別紙	応募書類様式	23

## はじめに

この募集要領は、「事前申請タイプ（安心R住宅）」の長期優良住宅化リフォームに適用するものであり、補助金の交付申請に先立って実施する公募手続きを案内するものです。

したがって、補助金の交付対象や交付手続き等については、必ず令和4年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程及び長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアルを参照し、承知した上で、提案応募してください。

## 1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォームや三世代同居等の複数世帯の同居への対応に資するリフォーム、子育て世帯向けのリフォーム工事、自然災害へ対応を図る防災性・レジリエンス性を向上させるリフォーム工事、適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び子育てしやすい環境整備並びに流通促進に向けた市場環境の形成を図ることを目的とします。

「事前申請タイプ（安心R住宅）」の募集では、本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれかに適合し、かつ、「安心R住宅」の標章を付与して流通される住宅について、「安心R住宅」の標章を使用する事業者団体として国土交通大臣に登録された「特定既存住宅情報提供事業者団体」から提案を受け、その提案内容に対して採択を行います。

特定既存住宅情報提供事業者団体は、提案に際して、本事業の補助対象となる住宅のリフォーム工事を行う施工業者又は買取再販業者の一覧、実施予定戸数（評価基準型、認定長期優良住宅型の別）を明らかにしていただきます。

### ■ポイント

- ・ 事前申請タイプ（安心R住宅）にご応募いただくメリットは主に以下の点です。
  - ① 事前に採択することで、予算の一定額を確保できる\*。  
※令和3年度までと同様に、当初の交付申請期限までです。
- ・ 事前申請タイプ（安心R住宅）にご応募いただく際の留意点は主に以下の2点です。
  - ① 一定の審査を受ける必要があるため、交付申請ができるようになるまで時間がかかる。
  - ② 審査結果によっては、提案の一部又は全てが採択されない可能性がある。
- ・ その他
  - ① 事前採択タイプによらず、個々の事業者ごとに通年申請タイプにより本事業を活用することも可能です。

## 2. 事業内容

本年度においては、①評価基準型(通年申請タイプ)、②認定長期優良住宅型(通年申請タイプ)、③提案型(事前採択タイプ)、④安心R住宅(事前採択タイプ)、の4つの事業タイプを予定しており、この募集要領は、④安心R住宅(事前採択タイプ)に適用します。

「安心R住宅」の標章を付与して流通されるものであっても、リフォーム後に評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれにも適合しないが、基準相当の性能をもつものについては、③提案型による公募を受け付け、事前採択の対象とします。

各タイプの公募時期等の予定は次表のとおりです。

表 1 令和4年度の募集スケジュール(予定)

事業タイプ	申請タイプ	公募時期等
①評価基準型		令和4年4月8日事業者登録受付開始
②認定長期優良住宅型	通年申請タイプ	令和4年4月8日住宅登録受付開始 令和4年5月9日交付申請受付開始
③提案型		令和4年4月8日 公募受付開始
④安心R住宅 (本要領に基づく公募)	事前採択タイプ	令和4年7月上旬 採択

※ 公募時期等は変更となる可能性があります。

### <事前採択タイプの概要>

- ・交付申請に先立って事前に公募し、採択
- ・安心R住宅は、評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれかの要件に適合するものについて交付申請可能
- ・提案型では、評価基準や増改築認定基準にそのままでは適合しない事業についても、同等の性能を有すると認められれば、補助事業を実施可能
- ・事業者単位で複数戸まとめて応募し、採択を受けることで、補助金交付申請書の当初提出期限までの間は、一定の予算枠を確保可能
- ・ただし、決められた公募期間中に応募する必要があり、公募・審査期間を要するため、事業着手可能となるまでに一定の期間が必要

### <通年申請タイプの概要>

- ・交付申請に先立ち、事前の公募・採択なし
- ・交付申請受付期間中は、隨時、対象住宅毎に交付申請可能
- ・予算の執行状況によっては、受付期間を繰り上げて締め切る場合がある

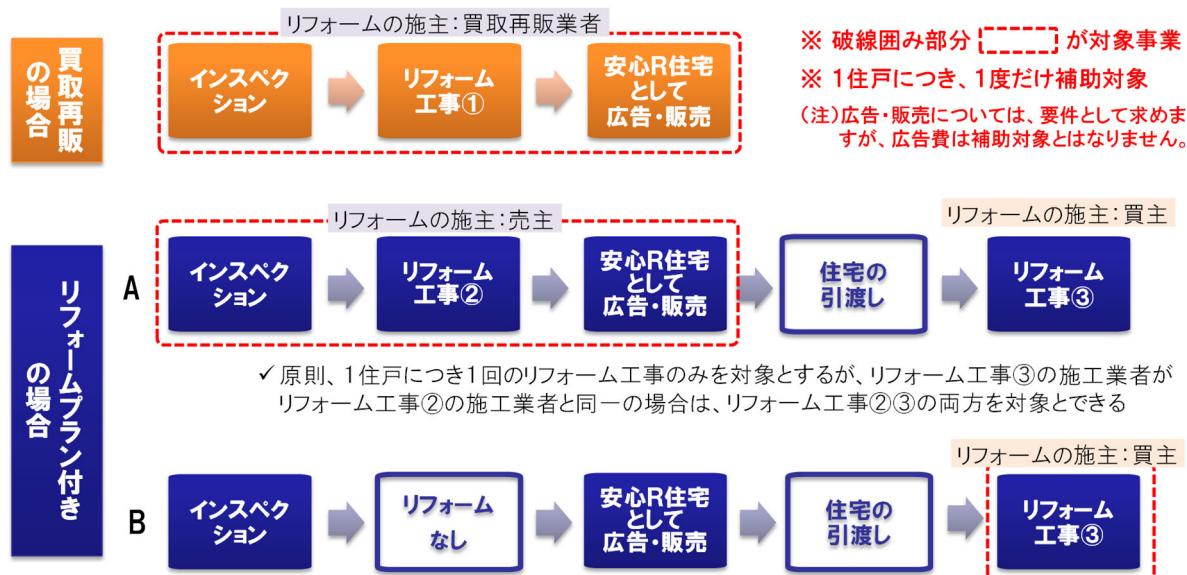
### ■補足

- ・同一の事業者が複数の事業タイプに応募・申請することが可能です。
- ・補助金を受けるためには、個別の戸別・住棟ごとに交付申請及び完了実績報告が必要となります。
- ・事前採択タイプにおける、交付申請及び完了実績報告の手続き方法については、採択された方に対してお知らせします。

## 2—1. 対象事業

本事業の対象は、既存住宅（戸建住宅及び共同住宅等）に「安心R住宅」の標章を付与して流通させる際に実施されるリフォーム工事です。買取再販業者が安心R住宅として販売する前に実施するリフォーム工事（工事①）、売主である住宅の所有者が安心R住宅として売却する前に実施するリフォーム工事（工事②）、安心R住宅の購入者が購入後に実施するリフォーム工事（工事③）のいずれも対象とします。

原則、1住戸につき1回のリフォーム工事のみを対象としますが、工事②の施工業者と工事③の施工業者が同一の場合に限り、工事②③の両方を対象とすることができます。この場合、工事②③の補助額を合わせた額で1戸当たりの補助限度額を適用します。



### ■補足

- 築年数に関する要件はありません。ただし、構造躯体等の劣化対策・耐震性、省エネルギー対策の基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。特に耐震性については、新耐震基準レベルであることが求められますので、昭和56年5月以前着工の住宅で耐震性の有無が確認されていない場合は、耐震診断を実施の上、耐震性が評価基準に満たない場合には、耐震改修を実施する必要があります。
- 工事請負契約に基づかない場合は補助事業の対象とはなりません（例：施工業者が自宅や自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合など）。買取再販物件においても工事請負契約が必要となりますのでご注意ください。
- 過去に長期優良住宅(新築)認定及び長期優良住宅(増改築)の認定を取得している住宅は対象外とします。
- 一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。その場合、共同住宅等の評価基準が適用されますので、戸建て住宅ではなく、共同住宅等として提案してください。また、非住宅部分の性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象になりません。
- 1提案あたりの補助対象事業費の合計が30万円（補助額が10万円）以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- リフォームに伴い増設又は増築する場合、その部分については原則、補助対象外とします。

ただし、以下の工事費は増設又は増築部分についても補助対象に含むことが出来ます。

○子育て世帯向け改修工事の対象工事実施に伴う増築工事費

（詳しくは評価室事務局HPより、「子育て世帯向け改修工事」を確認して下さい。）

[http://r04.choki-reform.com/doc/child\\_r04.pdf](http://r04.choki-reform.com/doc/child_r04.pdf)

○防災性・レジリエンス性向上改修工事の対象工事実施に伴う増築工事費

（詳しくは評価室事務局HPより、「防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事の内容」を確認してください。）

[https://r04.choki-reform.com/doc/bosai\\_r04.pdf](https://r04.choki-reform.com/doc/bosai_r04.pdf)

応募にあたっては、下記の（1）～（6）の要件を全て満足する必要があります。

（1）「安心R住宅」制度の要件に適合し、「安心R住宅」の標章を付与して流通される既存住宅であること。

「安心R住宅」制度とは、既存住宅の流通促進に向けて、「不安」「汚い」「わからない」といった従来のいわゆる「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できる環境の整備を図るため創設された国土交通省の告示による制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）です。（告示公布：平成29年11月6日、施行：平成29年12月1日）。詳細は、国土交通省のホームページを参照してください。

（[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html)）

完了実績報告時に「安心R住宅」制度の要件に適合していることを明らかにしていただきます。（安心R住宅調査報告書、「安心R住宅」の標章が付与された広告等）

（2）リフォーム後の住宅性能について、本事業の評価基準型、認定長期優良住宅型のいずれかに適合すること。

表2に示す建物形態に応じた性能項目について、表3に示す基準への適合条件を満たす必要があります。

- ・戸建住宅及び共同住宅等の一戸戸を補助対象事業とする場合（以下「戸戸申請」という。）  
は、当該戸戸が基準を満たす必要がありますが、構造躯体等の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性のうち共用配管に係る基準、居住環境については、建物全体で基準を満たすことを確認します。
- ・評価基準型において、共同住宅・長屋の建物全体を補助対象事業とする場合（以下「一棟申請」という。）は、省エネルギー対策、維持管理・更新容易性のうち専用配管に係る評価基準については、過半の戸戸が基準を満たしていれば、棟単位で基準を満たしているものとみなします。構造躯体等の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性のうち共用配管に係る基準については、建物全体で基準を満たすことを確認します。
- ・事業タイプ毎の具体的な要件・基準については、交付申請等マニュアル及び評価基準を必ず確認してください。

表2 建物形態別の性能項目

建物形態 <sup>※1</sup>	性能項目		
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ④維持管理・更新の容易性	②耐震性	③省エネルギー対策
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策 ④維持管理・更新の容易性 <sup>※2</sup>	②耐震性 ⑤高齢者等対策	③省エネルギー対策 ⑥可変性

※1 一建物において住宅と非住宅が混在している場合は、共同住宅等の基準を適用します。

※2 共同住宅等の「維持管理・更新の容易性」は、共用配管・専用配管の基準を共に満たす必要があります。

表 3 事業タイプ

事業タイプ	適合が求められる基準
評価基準型	・評価基準 表 2に掲げる性能項目のうち①②③並びに「⑦住戸面積の確保」「⑧居住環境」「⑨維持保全計画の策定」に適合すること
認定長期優良住宅型	・長期優良住宅（増改築）認定基準に適合し、認定※1を取得すること

※1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づいて、所管行政庁が行う増築・改築に係る長期優良住宅の認定。

(3) 対象となる住戸の規模は表 4に適合するものであること。

対象とする住宅は、リフォーム工事後において、表 4の規模を満たす必要があります。

表 4 対象となる住戸の規模

事業タイプ	建物形態	住戸の規模※1
評価基準型※2	戸建住宅	55m <sup>2</sup> 以上（1人世帯の一般型誘導居住面積水準）
	共同住宅等	40m <sup>2</sup> 以上（1人世帯の都市居住型誘導居住面積水準）
	戸建住宅・共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40m <sup>2</sup> 以上（階段部分を除く面積）
認定長期優良住宅型※3	戸建住宅	75m <sup>2</sup> 以上（地域の実情を勘案して所管行政庁が55m <sup>2</sup> を下回らない範囲で別に面積を定めている場合がある。）
	共同住宅等	55m <sup>2</sup> 以上（地域の実情を勘案して所管行政庁が40m <sup>2</sup> を下回らない範囲で別に面積を定めている場合がある。）
	戸建住宅・共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40m <sup>2</sup> 以上（階段部分を除く面積）

※1 店舗併用住宅等の非住宅用途が混在する住宅においては、住宅部分の面積が共同住宅等の基準を満たす必要があります。

※2 評価基準型における共同住宅等の一棟申請の場合、過半の住戸が規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。

※3 認定取得における面積基準は所管行政庁（都道府県又は市区町村）にお問い合わせください。所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページから検索が可能です。  
(<http://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/gyosei.php>)

(4) リフォーム工事着手前にインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

- ・インスペクションは、既存住宅状況調査技術者が実施するものを対象とします。
- ・既存住宅状況調査技術者とは、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する者をいい、このうち本事業のインスペクションを実施することができる者は、同規程第5条第1項の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習実施機関により、その氏名や修了証明書の証明番号、有効期間等が公表され

- ている者とします（講習を修了している者であっても、講習実施機関がその氏名等を公表していない者が実施するインスペクションは本事業の補助対象とはなりません）。
- ・長期優良住宅（増改築）認定を受けるためのインスペクションについては、既存住宅状況調査技術者や、建築士のうち既存住宅インスペクション・ガイドライン（平成25年6月国土交通省）等に基づく一定の講習を受けた者が想定されます
  - ・インスペクションはリフォーム工事着手前1年以内に実施されているものを対象とします。ただし、インスペクション費用を補助金交付の対象とするには、採択後に実施されたものに限ります。
  - ・インスペクションは、原則として、指定する現況検査チェックシート（認定長期優良住宅型の場合は、認定申請時に所管行政庁に提出する状況調査書）を用いて行うものとし、交付申請書提出の際にインスペクション結果を支援室へ提出するものとします。
  - ・インスペクションの実施にあたっては、対象部位ごとに概ね1割以上の確認を行うものとします。ただし、点検口がない等により、1割以上確認できなかった部位については、リフォーム時に確認してください。
  - ・インスペクションで確認された劣化事象は、原則、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。この工事費は「その他性能向上リフォーム工事費」に含むことができます。（詳細は交付申請等マニュアルを参照ください。）
  - ・工事着手1年前の日以降に実施された既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査の結果及び安心R住宅に係る既存住宅売買瑕疵保険に加入するための検査結果は、本事業で求めるインスペクションの結果として取り扱います。
  - ・その他、インスペクションに関する留意事項は、交付申請等マニュアルを必ず確認してください。

**(5) 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること。**

- ・リフォーム工事の履歴としてリフォーム箇所を示す図面、リフォーム工事の写真・図書（見積書、詳細図面）等を作成し、保存する必要があります。
- ・維持保全計画の書式は任意ですが、評価室ホームページに参考様式を公開していますので参照してください。

評価室事務局 HP 維持保全計画参考様式、記入例

[https://r04.choki-reform.com/inspection\\_cs\\_etc/](https://r04.choki-reform.com/inspection_cs_etc/)

**(6) 令和4年12月23日（金）※までに交付申請を行い、令和4年2月17日（金）までに完了実績報告書の提出ができるものであること。**

- ・補助金を受けるためには、採択後に交付申請を行うとともに、工事終了後すみやかに補助事業完了実績報告を行う必要があります。
- ・完了実績報告の最終提出期限までに発注者への引渡し、工事費の精算を終えて、完了実績報告の提出ができるよう工事着手してください。この期限までに完了実績報告の提出がなされない場合、補助金は交付されません。
- ・交付申請等の手続き等は交付規程及び交付申請等マニュアルに従って行ってください。

※交付申請期限については、予算の執行状況を踏まえて延長する場合がありますが、延長後については、補助金の採

択額の再配分を行いますので、当初の採択額が全額確保されるわけではありません。

本事業（平成25年度以降の事業）において、一戸が本事業補助金の交付を受けられるのは原則1回限りとします。

### ■補足

- 過去に本事業において三世代同居対応改修工事の補助を受けておらず、新たに三世代同居対応改修工事を行う場合は、三世代同居対応改修工事に限り補助対象とすることができます。（改めてインスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等を行うことが必要となります。これらの費用についても、補助対象に含めることが可能です。）
- 共同住宅等においては、共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受ける（補助を受ける）ことができ、その場合の1戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。なお、所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用する部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合は共同住宅等共用部分として提案してください（併せて共同住宅専用部分の提案をする必要はありません）。

## 2—2. 対象事業者

本事業の提案者は、平成29年12月1日に施行された特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）に基づき、国土交通大臣が登録した「特定既存住宅情報提供事業者団体」です。

特定既存住宅情報提供事業者団体は、提案時に、補助対象となる住宅のリフォーム工事を行う施工業者及び買取再販業者を明らかにし、補助金交付申請の手続きは、提案時に明らかにされた施工業者もしくは買取再販業者が行います。

### ■提案にあたっての留意事項

- 補助対象となる住宅のリフォーム工事を行う施工業者及び買取再販業者が法人の場合、原則、同一の法人登記である者を一者とします。同一法人が支店・事業所等ごとに複数の事業者として事業を実施することも可能ですが、最小単位は決裁単位（契約書の締結が可能な単位）としてください。（応募時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号（法人番号13桁）を記載していただきます。）
- 提案後に、補助対象となる住宅のリフォーム工事を行う施工業者及び買取再販業者を追加する場合、公募期間内であれば、改めて提案いただくことが可能です。
- 施工業者及び買取再販業者は、複数の特定既存住宅情報提供事業者団体の事業者リストに含まれていても問題ありません。

## ■補足

- ・ 補助金は交付申請者（施工業者もしくは買取再販業者）に入金されますが、施工業者に入金される場合は、当該補助対象住宅の購入者に全額還元する必要があります。買取再販業者に入金される場合は、補助金を受けている旨、当該補助対象住宅の購入者に説明することが必要です。
- ・ 買取再販物件については、買取再販業者のみ補助金交付申請をすることが可能です。買取再販物件について、施工業者が申請することはできません。
- ・ 買取再販業者が自社で工事を実施する場合は、補助の対象となりません。工事請負契約を結んで発注する工事が補助対象となります。
- ・ 過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）については本補助金への申請を原則として制限します。なお、本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等について、申告を求めます。

※申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：高橋  
電話：03-5253-8111  
内線：39-431

## 2—3. 補助額

補助額は、次の（1）に掲げるリフォーム工事に係る補助額及び（2）に掲げるインスペクション等に係る補助額の合計です。なお、補助金の交付対象については、契約書、領収書及び事業実施の成果（工事結果や報告書等）を書面等により確認できるものに限られます。

### （1）リフォーム工事に係る補助額

リフォーム工事<sup>\*1</sup>に係る補助金の額は、下記a)～e)に掲げる工事に要する費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額を超えない額とします。

また、リフォーム工事費の補助額の算定方法は、事業タイプに応じて表5のとおりとします。ただし、共同住宅の共用部分に係る工事が補助対象に含まれる場合については、事業タイプによらず補助率方式とします。各算定方法の詳細については交付申請等マニュアルを確認してください。

※1) 設計費はリフォーム工事費に含まないものとします。

表5 リフォーム工事費に係る補助額の算定方法

事業タイプ	補助額の算定方法
評価基準型	補助率方式か単価積上方式の <u>いずれか</u> を申請する住宅単位で選択
認定長期優良住宅型	補助率方式か単価積上方式の <u>いずれか</u> を申請する住宅単位で選択

### a) 特定性能向上リフォーム工事

表2の性能項目について、評価基準等に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事（原則として適合していない状態から適合状態へのリフォームを対象とする。）

b) その他性能向上リフォーム工事

a) 以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事

c) 三世代同居対応改修工事

複数世帯が同居しやすい住宅とするため、調理室等（調理室、浴室、便所又は玄関）を増設する工事（箇所数を増やす工事）及びその附帯工事。ただし、リフォーム後に調理室等のうちいずれか2つ以上が複数箇所設置されていることを要件とします。

- ・調理室等の考え方については、表 6 に示すとおりとします。
- ・調理室等の増設に係る工事のうち、本体設置工事、給排水・電気・ガス・換気工事、内装・下地工事、給湯機設置・取替工事、躯体工事（玄関の開口部に関する工事のみ）、その他工事（足場、養生等）が補助対象となります。詳細は、必ず別紙「三世代同居改修の工事内容」を参照してください。

[https://r04.choki-reform.com/doc/three\\_households\\_r04.pdf](https://r04.choki-reform.com/doc/three_households_r04.pdf)

表 6 本事業で対象とする調理室等

室	本事業で対象とする調理室等の考え方
調理室	<ul style="list-style-type: none"><li>・給排水設備と接続された台所流しを有すること</li><li>・ガス栓と接続されたガスコンロ、電気コンセントに接続されたIHクッキングヒーター又はガス栓又はIHクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されており、ガスコンロ又はIHクッキングヒーターを容易に設置・接続可能なこんろ台を有すること</li></ul> <p>※上記を満たしている場合は、ミニキッチンも補助対象とするが、当該ミニキッチンとは別に、リフォーム後にミニキッチン以外の一般的なキッチンを有する調理室がある場合に限る。</p> <p>※ミニキッチンとは、原則として現場で組み立て等が不要で施工が比較的容易であり、当該既製ユニットの間口がおおむね1,500mm以下のものをいう。</p>
浴室	<ul style="list-style-type: none"><li>・給排水設備及び給湯設備に接続された浴槽又はシャワーを有すること</li></ul> <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p> <p>※浴槽のないシャワー専用の浴室も補助対象とするが、当該シャワー室とは別に、リフォーム後に浴槽を有する浴室がある場合に限る。</p>
便所	<ul style="list-style-type: none"><li>・給排水設備に接続された大便器を有すること（洋式、和式の別は問わない）（小便器のみは不可）</li></ul> <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p>
玄関	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外から鍵のかけられる玄関扉を有し、土間（靴を着脱するスペース）を有すること</li></ul> <p>※勝手口（調理室等にのみ接続するものや、専ら車庫等に直接出入りするためのもの）は補助対象外とする。</p>

d) 子育て世帯向け改修工事

子育て世帯が育児のために行う、以下のア～ケの分野に該当する工事及びその附帯工事。

記号	分野
ア	住宅内の事故防止
イ	子どもの様子の見守り
ウ	不審者の侵入防止
エ	災害への備え
オ	親子がふれあえる空間づくり
カ	子どもの成長を支える空間づくり
キ	生活騒音への配慮
ク	子育てに必要な収納の確保
ケ	家事負担の軽減

詳しくは、「子育て世帯向け改修工事の内容」を確認してください。

評価室事務局HP 子育て世帯向け改修工事の内容

[http://r04.choki-reform.com/doc/child\\_r04.pdf](http://r04.choki-reform.com/doc/child_r04.pdf)

#### e) 防災性の向上・レジリエンス性の向上工事

防災性の向上改修は、以下の分野に該当する工事を対象とする。

記号	分野
a	地震災害への備え
b	台風（風災害）への備え
c	水害への備え
d	火災への備え

レジリエンス性の向上改修は、以下の分野に該当する工事を対象とする。

記号	分野
e	電力の確保
f	水の確保
g	防災備蓄のためのスペースの確保

詳しくは、「防災性・レジリエンス性の向上改修工事の内容」を確認してください。

評価室事務局HP 防災性・レジリエンス性の向上改修工事の内容

[https://r04.choki-reform.com/doc/bosai\\_r04.pdf](https://r04.choki-reform.com/doc/bosai_r04.pdf)

## (2) インスペクション等に係る補助額

以下の①～③について補助の対象とし、補助金の額は、その合計の3分の1以内の額とします。なお、表7に掲げる補助対象費用限度額は、戸建住宅及び共同住宅等の住戸申請に適用します。共同住宅等の一棟申請の場合は、原則、戸あたりの額がこの額を越えない範囲で、費用の適切性を確認します。

- ①リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションの費用
- ②リフォーム工事の履歴情報、維持保全計画の作成に要する費用

③リフォーム瑕疵保険（大規模修繕工事瑕疵保険を含む、以下同じ）の保険料（検査料を含む）

※補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。  
※いずれの費用も、補助の対象とする業務を実施することが明記された契約書の写しと当該費用の支払いを確認できる領収書の写しが提出されるものに限り補助対象とします。また、建築士が行うものについては、都道府県知事に登録された建築士事務所に所属する建築士が行った場合に限り補助対象となります。

表 7 対象となる費用と補助限度額

補助対象項目	対象となる費用	戸当たりの補助対象費用限度額
インスペクション	既存住宅状況調査技術者が実施するインスペクションであって、本事業所定の報告書を作成する費用 鉄筋コンクリート造の住宅について実施する中性化試験（サンプル調査）の費用を含む	15万円／戸
リフォーム工事の履歴情報の作成	リフォーム計画の作成費用	6万円／戸
	建築士によるリフォーム計画の評価基準への適合確認等に係る費用	6万円／戸
	長期優良住宅（増改築）認定の取得に係る費用 ※評価機関の技術的審査適合証を取得するために必要な評価機関の審査料	6万円／戸
	B E L S 評価書の取得に係る費用	3万円／戸
	建築士によるリフォーム工事結果の評価基準への適合性確認に係る費用	6万円／戸
維持保全計画の作成	維持保全計画書を作成する費用	3万円／戸
リフォーム瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）	3万円／戸

### （3）補助限度額

補助額の上限（補助限度額）は、事業タイプに応じて、表 8 のとおりです。三世代同居対応改修工事、若者・子育て世帯が改修工事を実施する場合、又は既存住宅を購入し改修工事を実施する場合には、当該工事費に係る補助額として、1戸あたり 50 万円を上限に加算することができます。

なお、1提案あたりの戸数及び補助額の上限は、提案内容や応募の状況によって定めるものとします。

表 8 事業タイプに応じた補助限度額

事業タイプ	補助限度額	
	加算要件を満たす場合	その他
評価基準型	100万円／戸	150万円／戸
認定長期優良住宅型	200万円／戸	250万円／戸

■補助額、補助限度額に関する補足

- 共同住宅等の一棟申請において、過半の住戸を評価基準に適合させることにより基準を満たしているものとみなす場合、補助対象工事費は、(基準を満たしている住戸数) ÷ (全住戸数) を乗じた額となり、補助額の上限は、(基準を満たしている住戸数) × (事業タイプに応じた1戸あたりの補助限度額) となります。
- 店舗併用住宅等の非住宅用途が混在する住宅においては、用途別の床面積により補助対象工事費を按分し、住宅部分の面積分を計上してください。

(4) その他

- 本補助事業の補助金相当額は、買取再販の場合を除き、当該補助対象住宅の購入者に還元される必要があります。売却前の住宅所有者が長期優良住宅化リフォームの発注者となる場合は、補助金相当額について、当該補助対象住宅の購入者が支払うべき住宅の購入代金の一部に充当するものとし、発注者と施工業者間で締結する共同事業実施規約を、補助金交付申請時に提出してください。
- 消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象工事費は消費税等を除いた額としてください。
- 国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業と併用することは原則できません。地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合がありますので、地方公共団体に確認してください。

## ■補助金の併用に関する補足

- ・併用とは、「工事請負契約が同一の工事」又は「工事請負契約が別でも工事期間が重複する工事」について、複数の補助制度を適用することをいいます。「工事請負契約が別であって、かつ、工事期間も重複しない工事」について、それぞれ別の補助制度を適用することは併用には当たりません。
- ・補助対象となる部位が明確に切り分けられる場合は、別の補助制度の対象部位を除く部位について補助対象となる場合があります。ただし、以下の国の他の補助事業については、その目的・補助対象が本事業と重複することから、補助対象部位の切り分けに関わらず併用することはできません。
  - ①住宅・建築物安全ストック形成事業（地方公共団体が耐震診断や耐震改修の補助を実施）
  - ②次世代ZEH+実証事業（経済産業省が実施）
  - ③戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業（環境省が実施）
  - ④次世代省エネ建材支援事業（経済産業省が実施）
  - ⑤既存住宅における断熱リフォーム支援事業（環境省が実施）
  - ⑥集合住宅の省CO<sub>2</sub>化促進事業（環境省が実施）
  - ⑦こどもみらい住宅支援事業（国土交通省が実施）
  - ⑧住宅エコリフォーム推進事業（国土交通省が実施）
  - ⑨住宅・建築物省エネ改修工事推進事業（国土交通省が実施）
  - ⑩サステナブル建築物等先導事業(CO<sub>2</sub>先導型)（国土交通省が実施）
  - ⑪結婚新生活支援事業（内閣府が実施）
- ・「工事請負契約が別であって、かつ、工事期間も重複しない工事」であっても、過去に補助金の交付を受けている住宅や設備については、今回のリフォーム工事で撤去等をすることにより、過去に受けた補助金について返還の必要が生じないか、当該補助金の実施主体に確認した上で、本事業の実施を検討してください。

### 3. 事業の実施方法

本事業は別図1（P17）のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

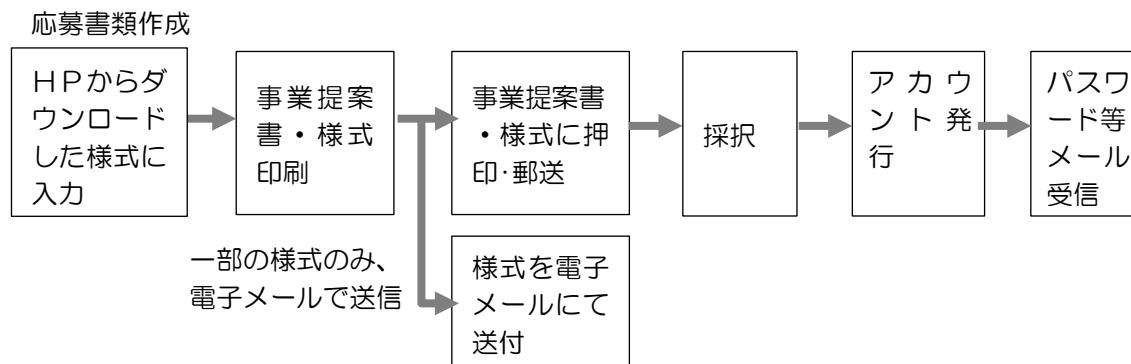
#### 3—1. 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、応募書類のダウンロード、応募書類の入力、応募書類提出の3段階の手続きが必要です。

応募書類の提出があった提案について、国土交通省が事業の採択を決定します。

##### 3—1—1. 公募

公募期間中に本事業のホームページ（[https://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](https://www.kenken.go.jp/chouki_r/)）から様式をダウンロードし、「4. 応募方法」に記載のとおり応募書類を作成し、定められた期間に郵送にて提出してください（提出先はP18）。



一部の様式は、メールで評価室事務局まで提出していただきます。必ず着信していることを確認してください。

また、この送信の際に用いていただく電子メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスとしてください。また、送信時に用いた電子メールアドレスは、採択後も原則として変更することはできません。

応募に際しては、過去の工事実績や買取再販実績、事業タイプ毎の補助金申請額等の提出を求めます。ただし、リフォームすることが決定している住宅があることは要件としません。

##### 3—1—2. 審査

提出された提案申請書の内容を評価室が審査し、長期優良住宅化リフォームや買取再販の実現可能性を確認します。

### **3—1—3. 採択**

国土交通省が評価室の評価をもとに事業の採択を決定し、提案者に通知します。

また、採択された提案については、応募時に提出された本事業に取り組む施工業者及び買取再販業者の情報をホームページ上で公表します。

採択されれば、リフォーム工事の着手（着工）を除き、インスペクションやリフォーム工事請負契約の締結等を行えるようになります。ただし、補助金交付決定がなされるまでは補助金の交付を約束するものではありません。

#### **■補足**

- ・ 優先順位をつける際、リフォーム工事の実績や買取再販の実績を考慮することがあります。
- ・ 採択された事業数、戸数については予算の状況により変更や交付申請の受付期間が早期に終了することがあります。その場合、事前に採択事業者に連絡するとともに、再度、書類を提出していただく場合があります。
- ・ 事前採択タイプ（安心R住宅）で採択された場合であっても、評価基準型等、他の申請タイプを活用することが可能です。
- ・ 審査に当たり、事務局から追加資料の提出（補助対象とする工事の考え方等）を求める場合がありますのでご留意ください。

### **3—2. 補助金交付**

採択を受けた提案者には、評価室事務局からアカウントを発行します。アカウント発行とは、事業者登録の手続きを行うために必要なID・パスワードが発行される手続きのことです。

ID・パスワードは、大切に保管してください。

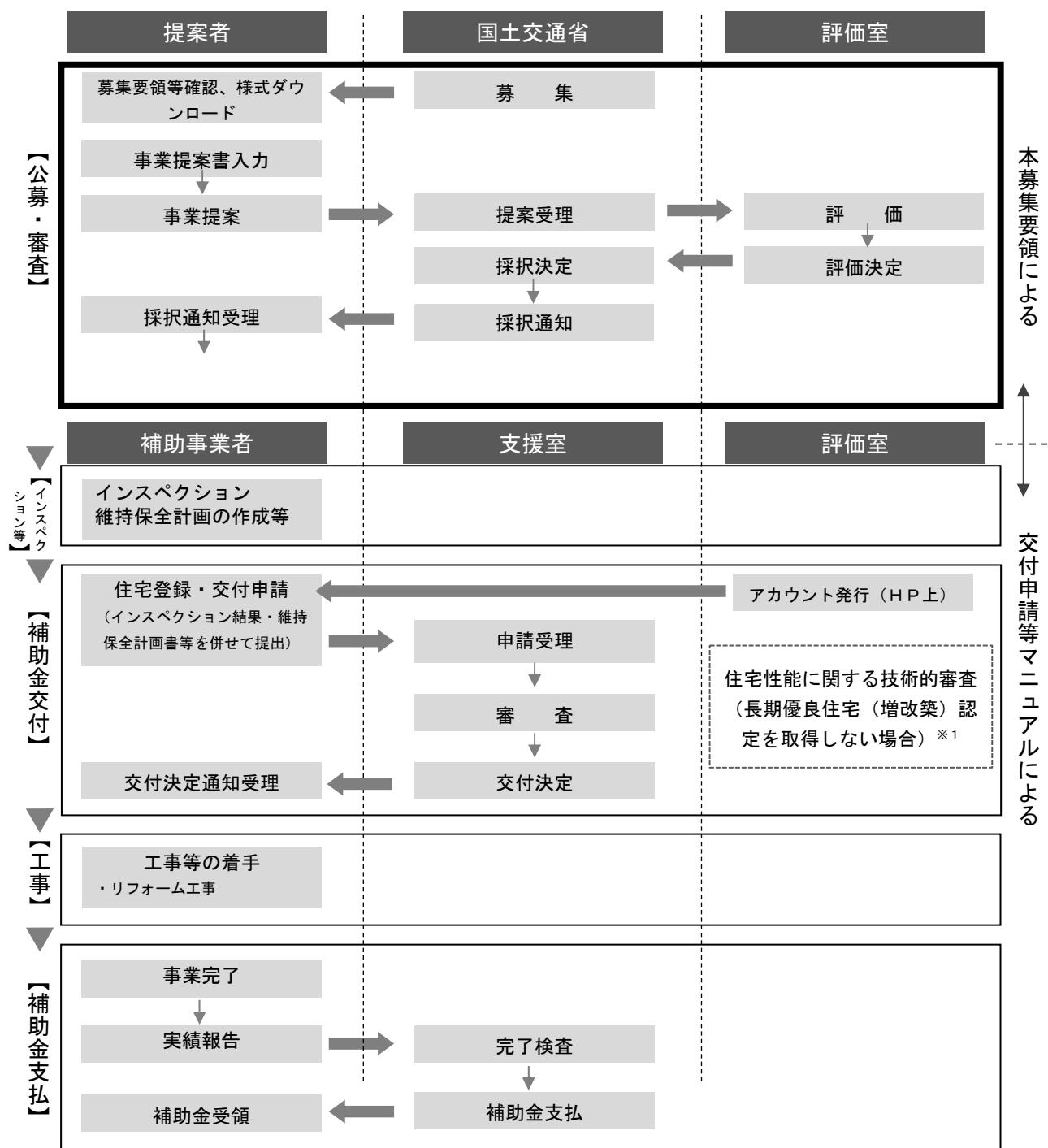
採択を受けた提案者は、アカウント発行を受けた後に、本事業のホームページ ([https://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](https://www.kenken.go.jp/chouki_r/)) から事業者登録の手続きを行ってください。事業者登録の手続きとは、評価室事務局が入力した情報やメールアドレス等の確認、営業エリアの入力、契約書・見積書のひな型のアップロード等を行うことです。

補助金交付申請において、増改築認定を取得する場合は、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受ける必要があり、それ以外の場合は、原則として評価室の技術的審査を受ける必要があります。詳しくは採択通知でお知らせしますので、その内容を十分に確認した上で交付申請を行ってください。

工事終了後すみやかに補助事業完了実績報告を行ってください。

交付申請等の手続き等は交付規程及び交付申請等マニュアルに従って行ってください。

別図1) 公募・審査、補助金交付のフローの概略



※1) 長期優良住宅（増改築）認定を受ける場合は、別途、事前に評価機関による技術的審査や審査所管行政庁への認定申請等が必要となりますのでご注意ください。(所管行政庁によっては、評価機関による技術的審査を経ずに、直接申請することが可能な場合があります。)  
所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会で検索が可能です。  
<http://www.hyoukakyoukai.or.jp/chouki/gyosei.php>

## 4. 応募方法

### 4-1. 公募期間

令和4年4月8日（金）～令和4年5月27日（金）18時必着

### 4-2. 応募書類

提案をしようとする者は、表 9「応募書類一覧表」に従って、必要書類を揃えて提出してください。

### 4-3. 提出先、問合せ先、資料の配付場所

提案、応募に関するお問い合わせは、下記までお願いします。質問・相談については、原則として、電子メール※又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、以下のホームページからダウンロードしてください。また、本募集要領及び応募様式等は下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。

※メールでの問い合わせの際には、安心Rに関する質疑であることを件名に記入してください。

メールの件名の例) 【安心R】に関する問合せ 提案者についての質問

(応募書類の送付先)

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル3階

メールアドレス : qanda@choki-reform.com

(問い合わせ先)

FAX : 03-5805-0533

メールアドレス : qanda@choki-reform.com

電話番号 : 03-5805-0522

土日祝日を除き、10:00～17:00まで（12:00～13:00を除く）\*

\*新型コロナウイルス感染状況により、評価室事務局の業務日・時間は変更されることがあります。

当日の業務時間等は、評価室ホームページをご確認ください。

(募集要領・応募様式等配布場所)

ホームページ : [https://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](https://www.kenken.go.jp/chouki_r/)

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル3F

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

#### 4—4. 応募書類の提出方法

応募書類は、紙面で提出する書類と電子メールで提出する書類があります。以下に示す事項に留意して提出してください。

- ・表 9 に示す応募書類一覧表の①～②-4（紙面で提出する書類）の提出部数は 2 部（正 1 部、正のコピー 1 部）です。必要書類を全て A4 サイズで片面印刷し、1 部ずつダブルクリップで留めてください（ホッチキス留め、見出し付けは行わないでください）。
- ・紙面での応募書類は全て郵送でのみ受け付けます。応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で配達されたことを確認できる方法（簡易書留等）で郵送してください。
- ・別図 2 のとおり、郵送時の封筒等に必ず「安心R住宅応募書類在中」の旨を記載してください。
- ・応募書類は、ホームページからダウンロードした様式に入力・印刷、押印したものとしてください。公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。
- ・応募書類が、募集要領に従っていない場合や、入力が不適切または応募書類相互の内容が食い違うもの、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ・応募書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、応募書類の控えは必ず保管してください。
- ・表 9 に示す応募書類一覧表の③（電子メールで提出する書類）は、マイクロソフトエクセルデータのまま提出してください。印刷物の郵送は不要です。

※電子メール提出時は、「【安心R住宅の応募様式 1-2 の提出】（事業者名）」と件名に記入してください。  
メールの件名の例）【安心R住宅の応募様式 1-2 の提出】（X XXX 株式会社）

#### 別図 2) 応募書類郵送用封筒の作成例

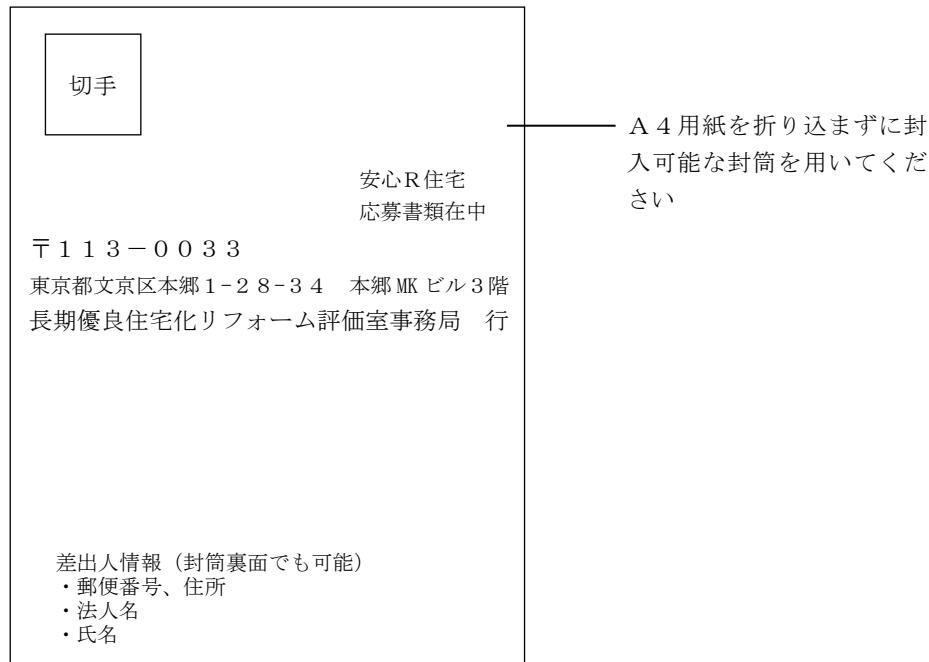


表 9 応募書類一覧表

書類名	応募書類 ◎：必須 ○：必要に応じて添付	該当する様式	提出方法	提出部数
① 応募書類のチェック表	◎	様式 0	紙面	2部(正1部、正のコピー1部)  ※A4サイズとして1部ずつダブルクリップ留めのこと
① 提案申請書	◎	様式 1-1		
②-1 事業計画及び補助申請額(1) (評価基準型) ※ <sup>1</sup>	○	様式 2-1		
②-2 事業計画及び補助申請額(1) (認定長期優良住宅型) ※ <sup>1</sup>	○	様式 2-2		
②-4 事業計画及び補助申請額(2)	◎	様式 2-3		
③ 特定既存住宅情報提供事業者団体の構成者情報入力表	◎	様式 1-2	電子データ	—

※1) 申請する事業タイプに応じて、必要な様式を提出してください（いずれか1枚は必須）。

#### <記入にあたっての留意点>

○応募にあたっては、応募様式を評価室事務局HPからダウンロードして各様式に入力してください。

#### ①応募書類のチェック表（様式 0）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・「特定既存住宅情報提供事業者団体名」を様式 1-1 に記入すれば団体名は転記されます。印刷、該当する項目の確認欄に手書きでチェックを入れ、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。

#### ①提案申請書（様式 1-1）

- ・特定既存住宅情報提供事業者団体名のフリガナ、代表者名、住所、担当者連絡先を入力してください。
- ・担当者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な方としてください。
- ・申請書類を出力後、押印して提出してください。

#### ②-1、②-2、②-3、②-4 事業計画及び補助申請額（様式 2-1、2-2、2-3）

- ・評価基準型、認定長期優良住宅型の別に、戸数・棟数、補助申請額、工事概要を入力してください。
- ・補助申請額は、戸あたり額ではなく、申請戸数分の総額としてください。
- ・消費税等は除いた額とし、千円未満を切り捨てとしてください。

- ・補助申請額の性能向上に資するリフォーム工事は、特定性能向上リフォーム工事とその他性能向上リフォーム工事及びインスペクション等に係る補助額の合算値としてください。
- ・工事概要の主に想定しているリフォーム工事実施の有無(性能項目別)は、提案時の想定を入力してください。
- ・様式 2-3 で補助申請額の合計が 100 千円以上となっていることを確認し、チェックを入れてください。
- ・本事業以外に国の補助金（国費が充当されている地方公共団体の補助金を含む）を申請又は受領する予定がある場合は、事業名及び本事業との区分けを明記してください。

### ③特定既存住宅情報提供事業者団体の構成者情報入力表（様式 1-2）

- ・様式 1-2 のマイクロソフトエクセルデータに、本事業に取り組むすべての施工業者及び買取再販業者の事業者情報を入力し、提出してください。
- ・リフォーム事業と買取再販事業の両方を実施する事業者の場合は、リフォーム事業者と買取再販業者のそれぞれについて事業者情報を入力してください。
- ・担当者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な方としてください。
- ・本事業の手続き・管理が円滑に行われない場合、評価室及び支援室から決裁者連絡先に連絡の上、改善を求めることがあります。
- ・買取再販実績及びリフォーム工事実績は、事業者ごとに直近 3 期分（年、年度、会計年度いずれも可）における実績を記入してください。
- ・提案が採択された場合には、各事業者の連絡先にアカウント発行メールを送信します。各事業者が、営業エリアの登録、契約書・見積書のひな型登録を行って事業者情報の公表を申請してください。契約書・見積書のひな型を確認でき次第、事業者の情報を公表します。

## 5. 留意事項

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することができます。

また、同一の提案に対し国や地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するためを利用することがあります。その場合、補助金の申請状況等を他の補助金の事務事業者や地方公共団体等に情報提供する場合があります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することができます。

## 別紙 応募書類様式

### ①応募書類のチェック表

様式0

令和4年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(安心R住宅)】

#### 応募書類のチェック表

##### ■応募書類のチェック

様式	様式名称	主なチェック項目	確認
	提案書全体について	手書きによる修正を行っていないか	<input type="checkbox"/>
様式1-1	提案申請書	特定既存住宅情報提供事業者団体の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
		提案者は「安心R住宅」制度において登録を受けた団体か	<input type="checkbox"/>
様式1-2	特定既存住宅情報提供事業者団体の構成者情報入力表(安心R住宅型用)	当事業タイプを活用する全事業者が記入されているか (提案〆切後に追加することはできません) 記入された情報(特にメールアドレス)は正確か	<input type="checkbox"/>
様式2-1 様式2-2	事業計画及び補助申請額(1)	申請する事業タイプの様式が出力されているか ・評価基準型を申請する場合は、様式2-1 ・認定長期優良住宅型を申請する場合は、様式2-2	<input type="checkbox"/>
様式2-3	事業計画及び補助申請額(2)	様式2-3が出力されているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請総額が下限額以上となっているか(下限:10万円)	<input type="checkbox"/>
		他の補助金の有無が記入されているか	<input type="checkbox"/>
記入者	特定既存住宅情報提供事業者団体名	氏名(自署)※	

※ 氏名は自署で記入してください。

① 提案申請書

様式1-1

申請日(記入日) [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫 殿

令和4年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書【事前採択タイプ(安心R住宅)】

以下の内容により、長期優良住宅化リフォーム推進事業の提案を申請します。

特定既存住宅情報提供事業者団体名		フリガナ			印
登録番号					
代表者	役職名				
	氏名	フリガナ			
住所		〒	—		
事業担当者 連絡先 ※	事業所名	フリガナ			
	住所	〒	—		
	部署		役職		
	氏名	フリガナ			
	電話番号	固定	(内線)		
	携帯	FAX			
メールアドレス					

※評価室事務局から個別の本提案申請書に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

## 事業計画及び補助申請額(1)／評価基準型

### (1) 事業計画(評価基準型)

#### 戸数・棟数

建物 形状	戸数 (戸)	棟数 (棟)	性能向上に資するリフォーム工事			三世代同居対応改修工事			子育て世帯向け改修工事、 若者世帯、 消費者世帯、 一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲ 20% のいげれか			防災性・レジリエンス性の向上改修工事			補助申請額 合計 (千円)		
			事業費 (千円)	事業費の 1/3 (千円)	補助申請額 (千円/戸)	事業費 (千円)	事業費の 1/3 (千円)	補助申請額 (千円/戸)	事業費 (千円)	事業費の 1/3 (千円)	補助申請額 (千円/戸)	事業費 (千円)	事業費の 1/3 (千円)	補助申請額 (千円/戸)	事業費 (千円)	事業費の 1/3 (千円)	補助申請額 (千円/戸)
A	-	B	C=B×1/3 D=1000千 円/戸 又は 1500千円/ 戸*1	E[C]と「A × D」のいげ れか低い値	F G=F×1/3 H=500千円/ 戸	I[G]と「A × H」のいげ れか低い値	J K=J×1/3 L=1500千 円/戸*	M[K]と「A × L」のいげ れか低い値	N P=N×1/3 Q=1000千 円/戸	R、「P」と「A × Q」のいげ れか低い値	S=E+H+M+R Rだけ、上履 けはA×1500千 円/戸	T	U	V	W	X	Y
戸建			0	0	0	500	0	0	1,500	0	0	0	1,000	0	0	-	-
共專			0	0	0	500	0	0	1,500	0	0	0	1,000	0	0	-	-
共用			0	0	0	500	0	0	1,500	0	0	0	1,000	0	0	-	-
合計	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-

\*1 性能向上に資するリフォーム工事の補助上限額は原則1,000千円/戸、子育て世帯向け改修工事、既存住宅の購入者の要件に該当する発注者の場合、1,500千円/戸

#### 工事概要

主に想定しているリフォーム工事 実施の有無(性能項目別)	
一棟リフォームの有無	買取り再販の有無

## 事業計画及び補助申請額(1)／認定長期優良住宅型

## ②事業計画(認定長期優良住宅型)

戸数・棟数		補助申請額																
建物形態	戸数 (戸)	性能向上に資するリフォーム工事			三世代同居対応改修工事			子育て世帯向け改修工事、 若者世帯、 一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲ の1.5倍未満			防災性・レジエンス性の向上改修工事							
		事業費 (千円)	事業費 の1/3 (千円)	補助上限額 (千円/戸)	事業費 (千円)	事業費 の1/3 (千円)	補助上限額 (千円/戸)	事業費 の1/3 (千円)	補助上限額 (千円/戸)	事業費 の1/3 (千円)	補助上限額 (千円/戸)							
A	-	B	C=B×1/3	D=2,000千 円/戸 又は 2,500千円/ 戸*2	E[C <sub>1</sub> と「A ×J」のいづ れか低い値	F	G=F×1/3	H=500千円/ 戸	I[G <sub>1</sub> と「A ×J」のいづ れか低い値	J	K=J×1/3	L=2,500千 円/戸*2	M[K <sub>1</sub> ]と「A ×L」のいづ れか低い値	N	P=N×1/3	Q=100千 円/戸	R:[P]と「A ×Q」のいづ れか低い値	S=E+H+M+R ただし、上限 はA×1,500千 円/戸
戸建			0	0	0	0	500	0	0	2,500	0	0	0	1,000	0	0	0	0
共専			0	0	0	0	500	0	0	2,500	0	0	0	1,000	0	0	0	0
共用			0	0	0	0	500	0	0	2,500	0	0	0	1,000	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	-	0	0	-	-	-	-

\*2 性能向上に資するリフォーム工事の補助上限額は原則2,000千円/戸、子育て世帯向け改修工事、既存住宅の購入者の要件に該当する登録者の場合、2,500千円/戸

②-3 事業計画及び補助申請額(2)

様式2-3

事業計画及び補助申請額(2)

④事業計画(合計)

戸数・棟数		補助申請額									
-------	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建物 形態 A:①~ ③の合 計	戸数 (戸)	棟数 (棟)	性能向上に資するリフォーム工事			三世代同居対応改修工事			子育て世帯向け改修工事、 若者世帯、 エネルギー消費量を省エネ基準比▲ 20% のいすれか			防災性・レジリエンス性の向上改修工事			補助申請額 補助申請額 (千円)				
			事業費 事業費の 1/3 (千円)			補助上限額 補助上限額 (千円/戸)			事業費 事業費の 1/3 (千円)			補助上限額 補助上限額 (千円/戸)			事業費 事業費の 1/3 (千円)				
			A:①~ ③の合 計	B:①~③の 合計	C:①~③の 合計	D	E:①~③の 合計	F:①~③の 合計	G:①~③の 合計	H	I:①~③の 合計	J:①~③の 合計	K:①~③の 合計	L	M:①~③の 合計	N:①~③の 合計	P:①~③の 合計	Q	R:①~③の 合計
戸建	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共專	0	/	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑤補助下限額以上となつているかの確認(以上となつている場合にチェック)

補助申請額合計(Sの合計) ≥ 100千円

⑥他の補助金の有無

本事業以外に国の補助金(国費が充当されている地方公共団体の補助金を含む)を申請又は受領する予定の有無をチェックし、有る場合は事業名及び本事業との区分けを明記してください。

他の補助金有り <input type="checkbox"/>	
他の補助金無し <input type="checkbox"/>	

### ③ 特定既存住宅情報提供事業者団体の構成者情報入力表

この書式は、電子メールに添付して評価室事務局まで送信してください(郵送不要です)。

■ 特定既存住宅情報提供事業者団体の構成者情報入力表【事前採択タイプ(安心R住宅)】	特定既存住宅情報提供事業者団体名（必須）  [入力にあたっての留意事項]  ● 安心R住宅に応募する全事業者の情報を、下表に入力して下さい。
<p>【入力にあたっての留意事項】</p> <p>表頭において、★が付されている欄の情報が本事業（評価室）ホームページ上に公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下記の事業者情報入力表の「人件内容」、「事業者種別」、「法人・個人事業主の名称」、「支店・事業所名」、「郵便番号」、「住所」、「法人番号(13桁)」、「許認可」については、原則として、登録後に変更することができます。</li> <li>法人毎ではなく、支店・事業所単位で登録することも可能です。ただし、最小単位は決算単位(契約書を結ぶ単位)としてください。</li> <li>また、表頭に※を付している欄については、以下の点に留意して下さい。</li> </ul> <p>※1 法人・個人事業主の名称に、専用洋字文字符(例、角字)は入力されない。記入がある場合には、評価室事務局にて、辨別がかかるよう「支店・事業所名」欄を入力して下さい。</p> <p>※2 支店・事業所がない場合は、「一社につき法人の場合は、法人として登録して下さい。また、同一法人で複数の事業者登録する場合は、区別ができるものとして下さい。」。</p> <p>※3 公表する電話番号のため、消費者からの問い合わせに対応できるものとして下さい。</p> <p>※4 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税行法人番号公表サイト(下記リンク先参照)において公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)</p> <p>※5 住宅瑕疵担保責任者は、「住宅瑕疵担保責任会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハサジーン」、「ハサジニア住宅保証株式会社」の法人を指します。</p> <p>※6 評価室事務局および実施支援窓口の事業内容に関する問い合わせを行ないますので、これに連絡が取れない場合、評価室事務局および実施支援窓口から当該実施者へ連絡の上、改善を求めることがあります。実施者が担当者と同じ場合は、実施者がいる場合は連絡をして下さい。実績がない場合は記入して下さい。</p> <p>※7 住宅登録の内容は決算者(もしくは)契約料金の事業内容に関する問い合わせを行ないます。また、本事業の手続を管理が円滑に行なわれる場合、評価室事務局より連絡がなさない場合は、平成30年(度)から令和(年)の実績の合計として下さい。</p> <p>※8 平成31年(度)から令和(年)の実績の合計を記入して下さい。年度。会計年度(4月1日～3月31日)を示すものと可。令和3年(度)の実績がわからない場合は、平成30年(度)の実績の合計として下さい。</p> <p><a href="http://www.houjin-bangouka.tohoku.go.jp/">http://www.houjin-bangouka.tohoku.go.jp/</a></p>	

登録項目 + ※個人情報の登録 ※登録1 ※登録2 ※登録3 ※登録4 ※登録5 ※登録6 ※登録7 ※登録8 ※登録9 ※登録10 ※登録11 ※登録12 ※登録13 ※登録14 ※登録15 ※登録16 ※登録17 ※登録18 ※登録19 ※登録20 ※登録21 ※登録22 ※登録23 ※登録24 ※登録25 ※登録26 ※登録27 ※登録28 ※登録29 ※登録30 ※登録31 ※登録32 ※登録33 ※登録34 ※登録35 ※登録36 ※登録37 ※登録38 ※登録39 ※登録40 ※登録41 ※登録42 ※登録43 ※登録44 ※登録45 ※登録46 ※登録47 ※登録48 ※登録49 ※登録50 ※登録51 ※登録52 ※登録53 ※登録54 ※登録55 ※登録56 ※登録57 ※登録58 ※登録59 ※登録60 ※登録61 ※登録62 ※登録63 ※登録64 ※登録65 ※登録66 ※登録67 ※登録68 ※登録69 ※登録70 ※登録71 ※登録72 ※登録73 ※登録74 ※登録75 ※登録76 ※登録77 ※登録78 ※登録79 ※登録80 ※登録81 ※登録82 ※登録83 ※登録84 ※登録85 ※登録86 ※登録87 ※登録88 ※登録89 ※登録90 ※登録91 ※登録92 ※登録93 ※登録94 ※登録95 ※登録96 ※登録97 ※登録98 ※登録99 ※登録100 ※登録101 ※登録102 ※登録103 ※登録104 ※登録105 ※登録106 ※登録107 ※登録108 ※登録109 ※登録110 ※登録111 ※登録112 ※登録113 ※登録114 ※登録115 ※登録116 ※登録117 ※登録118 ※登録119 ※登録120 ※登録121 ※登録122 ※登録123 ※登録124 ※登録125 ※登録126 ※登録127 ※登録128 ※登録129 ※登録130 ※登録131 ※登録132 ※登録133 ※登録134 ※登録135 ※登録136 ※登録137 ※登録138 ※登録139 ※登録140 ※登録141 ※登録142 ※登録143 ※登録144 ※登録145 ※登録146 ※登録147 ※登録148 ※登録149 ※登録150 ※登録151 ※登録152 ※登録153 ※登録154 ※登録155 ※登録156 ※登録157 ※登録158 ※登録159 ※登録160 ※登録161 ※登録162 ※登録163 ※登録164 ※登録165 ※登録166 ※登録167 ※登録168 ※登録169 ※登録170 ※登録171 ※登録172 ※登録173 ※登録174 ※登録175 ※登録176 ※登録177 ※登録178 ※登録179 ※登録180 ※登録181 ※登録182 ※登録183 ※登録184 ※登録185 ※登録186 ※登録187 ※登録188 ※登録189 ※登録190 ※登録191 ※登録192 ※登録193 ※登録194 ※登録195 ※登録196 ※登録197 ※登録198 ※登録199 ※登録200 ※登録201 ※登録202 ※登録203 ※登録204 ※登録205 ※登録206 ※登録207 ※登録208 ※登録209 ※登録210 ※登録211 ※登録212 ※登録213 ※登録214 ※登録215 ※登録216 ※登録217 ※登録218 ※登録219 ※登録220 ※登録221 ※登録222 ※登録223 ※登録224 ※登録225 ※登録226 ※登録227 ※登録228 ※登録229 ※登録230 ※登録231 ※登録232 ※登録233 ※登録234 ※登録235 ※登録236 ※登録237 ※登録238 ※登録239 ※登録240 ※登録241 ※登録242 ※登録243 ※登録244 ※登録245 ※登録246 ※登録247 ※登録248 ※登録249 ※登録250 ※登録251 ※登録252 ※登録253 ※登録254 ※登録255 ※登録256 ※登録257 ※登録258 ※登録259 ※登録260 ※登録261 ※登録262 ※登録263 ※登録264 ※登録265 ※登録266 ※登録267 ※登録268 ※登録269 ※登録270 ※登録271 ※登録272 ※登録273 ※登録274 ※登録275 ※登録276 ※登録277 ※登録278 ※登録279 ※登録280 ※登録281 ※登録282 ※登録283 ※登録284 ※登録285 ※登録286 ※登録287 ※登録288 ※登録289 ※登録290 ※登録291 ※登録292 ※登録293 ※登録294 ※登録295 ※登録296 ※登録297 ※登録298 ※登録299 ※登録300 ※登録301 ※登録302 ※登録303 ※登録304 ※登録305 ※登録306 ※登録307 ※登録308 ※登録309 ※登録310 ※登録311 ※登録312 ※登録313 ※登録314 ※登録315 ※登録316 ※登録317 ※登録318 ※登録319 ※登録320 ※登録321 ※登録322 ※登録323 ※登録324 ※登録325 ※登録326 ※登録327 ※登録328 ※登録329 ※登録330 ※登録331 ※登録332 ※登録333 ※登録334 ※登録335 ※登録336 ※登録337 ※登録338 ※登録339 ※登録340 ※登録341 ※登録342 ※登録343 ※登録344 ※登録345 ※登録346 ※登録347 ※登録348 ※登録349 ※登録350 ※登録351 ※登録352 ※登録353 ※登録354 ※登録355 ※登録356 ※登録357 ※登録358 ※登録359 ※登録360 ※登録361 ※登録362 ※登録363 ※登録364 ※登録365 ※登録366 ※登録367 ※登録368 ※登録369 ※登録370 ※登録371 ※登録372 ※登録373 ※登録374 ※登録375 ※登録376 ※登録377 ※登録378 ※登録379 ※登録380 ※登録381 ※登録382 ※登録383 ※登録384 ※登録385 ※登録386 ※登録387 ※登録388 ※登録389 ※登録390 ※登録391 ※登録392 ※登録393 ※登録394 ※登録395 ※登録396 ※登録397 ※登録398 ※登録399 ※登録400 ※登録401 ※登録402 ※登録403 ※登録404 ※登録405 ※登録406 ※登録407 ※登録408 ※登録409 ※登録410 ※登録411 ※登録412 ※登録413 ※登録414 ※登録415 ※登録416 ※登録417 ※登録418 ※登録419 ※登録420 ※登録421 ※登録422 ※登録423 ※登録424 ※登録425 ※登録426 ※登録427 ※登録428 ※登録429 ※登録430 ※登録431 ※登録432 ※登録433 ※登録434 ※登録435 ※登録436 ※登録437 ※登録438 ※登録439 ※登録440 ※登録441 ※登録442 ※登録443 ※登録444 ※登録445 ※登録446 ※登録447 ※登録448 ※登録449 ※登録450 ※登録451 ※登録452 ※登録453 ※登録454 ※登録455 ※登録456 ※登録457 ※登録458 ※登録459 ※登録460 ※登録461 ※登録462 ※登録463 ※登録464 ※登録465 ※登録466 ※登録467 ※登録468 ※登録469 ※登録470 ※登録471 ※登録472 ※登録473 ※登録474 ※登録475 ※登録476 ※登録477 ※登録478 ※登録479 ※登録480 ※登録481 ※登録482 ※登録483 ※登録484 ※登録485 ※登録486 ※登録487 ※登録488 ※登録489 ※登録490 ※登録491 ※登録492 ※登録493 ※登録494 ※登録495 ※登録496 ※登録497 ※登録498 ※登録499 ※登録500 ※登録501 ※登録502 ※登録503 ※登録504 ※登録505 ※登録506 ※登録507 ※登録508 ※登録509 ※登録510 ※登録511 ※登録512 ※登録513 ※登録514 ※登録515 ※登録516 ※登録517 ※登録518 ※登録519 ※登録520 ※登録521 ※登録522 ※登録523 ※登録524 ※登録525 ※登録526 ※登録527 ※登録528 ※登録529 ※登録530 ※登録531 ※登録532 ※登録533 ※登録534 ※登録535 ※登録536 ※登録537 ※登録538 ※登録539 ※登録540 ※登録541 ※登録542 ※登録543 ※登録544 ※登録545 ※登録546 ※登録547 ※登録548 ※登録549 ※登録550 ※登録551 ※登録552 ※登録553 ※登録554 ※登録555 ※登録556 ※登録557 ※登録558 ※登録559 ※登録560 ※登録561 ※登録562 ※登録563 ※登録564 ※登録565 ※登録566 ※登録567 ※登録568 ※登録569 ※登録570 ※登録571 ※登録572 ※登録573 ※登録574 ※登録575 ※登録576 ※登録577 ※登録578 ※登録579 ※登録580 ※登録581 ※登録582 ※登録583 ※登録584 ※登録585 ※登録586 ※登録587 ※登録588 ※登録589 ※登録590 ※登録591 ※登録592 ※登録593 ※登録594 ※登録595 ※登録596 ※登録597 ※登録598 ※登録599 ※登録600 ※登録601 ※登録602 ※登録603 ※登録604 ※登録605 ※登録606 ※登録607 ※登録608 ※登録609 ※登録610 ※登録611 ※登録612 ※登録613 ※登録614 ※登録615 ※登録616 ※登録617 ※登録618 ※登録619 ※登録620 ※登録621 ※登録622 ※登録623 ※登録624 ※登録625 ※登録626 ※登録627 ※登録628 ※登録629 ※登録630 ※登録631 ※登録632 ※登録633 ※登録634 ※登録635 ※登録636 ※登録637 ※登録638 ※登録639 ※登録640 ※登録641 ※登録642 ※登録643 ※登録644 ※登録645 ※登録646 ※登録647 ※登録648 ※登録649 ※登録650 ※登録651 ※登録652 ※登録653 ※登録654 ※登録655 ※登録656 ※登録657 ※登録658 ※登録659 ※登録660 ※登録661 ※登録662 ※登録663 ※登録664 ※登録665 ※登録666 ※登録667 ※登録668 ※登録669 ※登録670 ※登録671 ※登録672 ※登録673 ※登録674 ※登録675 ※登録676 ※登録677 ※登録678 ※登録679 ※登録680 ※登録681 ※登録682 ※登録683 ※登録684 ※登録685 ※登録686 ※登録687 ※登録688 ※登録689 ※登録690 ※登録691 ※登録692 ※登録693 ※登録694 ※登録695 ※登録696 ※登録697 ※登録698 ※登録699 ※登録700 ※登録701 ※登録702 ※登録703 ※登録704 ※登録705 ※登録706 ※登録707 ※登録708 ※登録709 ※登録710 ※登録711 ※登録712 ※登録713 ※登録714 ※登録715 ※登録716 ※登録717 ※登録718 ※登録719 ※登録720 ※登録721 ※登録722 ※登録723 ※登録724 ※登録725 ※登録726 ※登録727 ※登録728 ※登録729 ※登録730 ※登録731 ※登録732 ※登録733 ※登録734 ※登録735 ※登録736 ※登録737 ※登録738 ※登録739 ※登録740 ※登録741 ※登録742 ※登録743 ※登録744 ※登録745 ※登録746 ※登録747 ※登録748 ※登録749 ※登録750 ※登録751 ※登録752 ※登録753 ※登録754 ※登録755 ※登録756 ※登録757 ※登録758 ※登録759 ※登録760 ※登録761 ※登録762 ※登録763 ※登録764 ※登録765 ※登録766 ※登録767 ※登録768 ※登録769 ※登録770 ※登録771 ※登録772 ※登録773 ※登録774 ※登録775 ※登録776 ※登録777 ※登録778 ※登録779 ※登録780 ※登録781 ※登録782 ※登録783 ※登録784 ※登録785 ※登録786 ※登録787 ※登録788 ※登録789 ※登録790 ※登録791 ※登録792 ※登録793 ※登録794 ※登録795 ※登録796 ※登録797 ※登録798 ※登録799 ※登録800 ※登録801 ※登録802 ※登録803 ※登録804 ※登録805 ※登録806 ※登録807 ※登録808 ※登録809 ※登録810 ※登録811 ※登録812 ※登録813 ※登録814 ※登録815 ※登録816 ※登録817 ※登録818 ※登録819 ※登録820 ※登録821 ※登録822 ※登録823 ※登録824 ※登録825 ※登録826 ※登録827 ※登録828 ※登録829 ※登録830 ※登録831 ※登録832 ※登録833 ※登録834 ※登録835 ※登録836 ※登録837 ※登録838 ※登録839 ※登録840 ※登録841 ※登録842 ※登録843 ※登録844 ※登録845 ※登録846 ※登録847 ※登録848 ※登録849 ※登録850 ※登録851 ※登録852 ※登録853 ※登録854 ※登録855 ※登録856 ※登録857 ※登録858 ※登録859 ※登録860 ※登録861 ※登録862 ※登録863 ※登録864 ※登録865 ※登録866 ※登録867 ※登録868 ※登録869 ※登録870 ※登録871 ※登録872 ※登録873 ※登録874 ※登録875 ※登録876 ※登録877 ※登録878 ※登録879 ※登録880 ※登録881 ※登録882 ※登録883 ※登録884 ※登録885 ※登録886 ※登録887 ※登録888 ※登録889 ※登録890 ※登録891 ※登録892 ※登録893 ※登録894 ※登録895 ※登録896 ※登録897 ※登録898 ※登録899 ※登録900 ※登録901 ※登録902 ※登録903 ※登録904 ※登録905 ※登録906 ※登録907 ※登録908 ※登録909 ※登録910 ※登録911 ※登録912 ※登録913 ※登録914 ※登録915 ※登録916 ※登録917 ※登録918 ※登録919 ※登録920 ※登録921 ※登録922 ※登録923 ※登録924 ※登録925 ※登録926 ※登録927 ※登録928 ※登録929 ※登録930 ※登録931 ※登録932 ※登録933 ※登録934 ※登録935 ※登録936 ※登録937 ※登録938 ※登録939 ※登録940 ※登録941 ※登録942 ※登録943 ※登録944 ※登録945 ※登録946 ※登録947 ※登録948 ※登録949 ※登録950 ※登録951 ※登録952 ※登録953 ※登録954 ※登録955 ※登録956 ※登録957 ※登録958 ※登録959 ※登録960 ※登録961 ※登録962 ※登録963 ※登録964 ※登録965 ※登録966 ※登録967 ※登録968 ※登録969 ※登録970 ※登録971 ※登録972 ※登録973 ※登録974 ※登録975 ※登録976 ※登録977 ※登録978 ※登録979 ※登録980 ※登録981 ※登録982 ※登録983 ※登録984 ※登録985 ※登録986 ※登録987 ※登録988 ※登録989 ※登録990 ※登録991 ※登録992 ※登録993 ※登録994 ※登録995 ※登録996 ※登録997 ※登録998 ※登録999 ※登録1000 ※登録1001 ※登録1002 ※登録1003 ※登録1004 ※登録1005 ※登録1006 ※登録1007 ※登録1008 ※登録1009 ※登録1010 ※登録1011 ※登録1012 ※登録1013 ※登録1014 ※登録1015 ※登録1016 ※登録1017 ※登録1018 ※登録1019 ※登録1020 ※登録1021 ※登録1022 ※登録1023 ※登録1024 ※登録1025 ※登録1026 ※登録1027 ※登録1028 ※登録1029 ※登録1030 ※登録1031 ※登録1032 ※登録1033 ※登録1034 ※登録1035 ※登録1036 ※登録1037 ※登録1038 ※登録1039 ※登録1040 ※登録1041 ※登録1042 ※登録1043 ※登録1044 ※登録1045 ※登録1046 ※登録1047 ※登録1048 ※登録1049 ※登録1050 ※登録1051 ※登録1052 ※登録1053 ※登録1054 ※登録1055 ※登録1056 ※登録1057 ※登録1058 ※登録1059 ※登録1060 ※登録1061 ※登録1062 ※登録1063 ※登録1064 ※登録1065 ※登録1066 ※登録1067 ※登録1068 ※登録1069 ※登録1070 ※登録1071 ※登録1072 ※登録1073 ※登録1074 ※登録1075 ※登録1076 ※登録1077 ※登録1078 ※登録1079 ※登録1080 ※登録1081 ※登録1082 ※登録1083 ※登録1084 ※登録1085 ※登録1086 ※登録1087 ※登録1088 ※登録1089 ※登録1090 ※登録1091 ※登録1092 ※登録1093 ※登録1094 ※登録1095 ※登録1096 ※登録1097 ※登録1098 ※登録1099 ※登録1100 ※登録1101 ※登録1102 ※登録1103 ※登録1104 ※登録1105 ※登録1106 ※登録1107 ※登録1108 ※登録1109 ※登録1110 ※登録111

